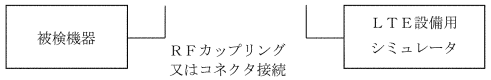
イ　ＬＴＥ設備用シミュレータから呼切断する場合
(ｱ)　ＬＴＥ設備用シミュレータと被検機器との間を通信中にする。
(ｲ)　通信中にＬＴＥ設備用シミュレータから、呼切断動作を行う。
(ｳ)　被検機器から送出される通信終了メッセージを確認する。
ウ　ＬＴＥ設備用シミュレータの応答前に被検機器から呼切断する場合
(ｱ)　被検機器からＬＴＥ設備用シミュレータに呼設定動作を行う。
(ｲ)　ＬＴＥ設備用シミュレータが応答する前に呼設定動作を取り消す。
(ｳ)　被検機器から送出される通信終了メッセージを確認する。

二　発信の機能
1　発信時の制限機能
㈠　測定用機器は、次のとおりとする。
(1)　ＬＴＥ設備用シミュレータ
(2)　オシロスコープ
㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



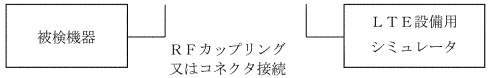
㈢　測定手順は、次のとおりとする。
(1)　被検機器から発信動作を行い、ＬＴＥ設備用シミュレータからは応答メッセージを送出しないでおく。
(2)　被検機器からメッセージが送出されることを確認する。
(3)　選択信号の送出の終了から送信を停止するまでの時間又は発信操作から電波が停止するまでの時間が端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定されている時間内であることを確認する。

2　自動発信時の時間制限機能
㈠　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。
㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



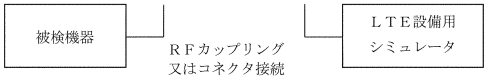
㈢　測定手順は、次のとおりとする。
(1)　相手通話時及び相手不応答時のそれぞれの状態で測定を行う。相手通話時及び相手不応答時の動作の制御方式及びタイマー値が同一の場合は、相手通話時又は相手不応答時のどちらか一方の状態で測定を行う。
(2)　被検機器から通話中状態のＬＴＥ設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
(3)　被検機器から通信終了メッセージが送出されることを確認する。
(4)　呼の設定を行うためのメッセージの送出の終了から通信終了メッセージまでの時間が端末設備等規則に規定されている時間内であることを確認する。
(5)　ＬＴＥ設備用シミュレータは呼設定に応答しない設定とし、被検機器からＬＴＥ設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
(6)　被検機器から通信終了メッセージが送出されることを確認する。
(7)　呼の設定を行うためのメッセージの送出の終了から通信終了メッセージまでの時間が規定時間内であることを確認する。

3　自動再発信の制限
㈠　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。
㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



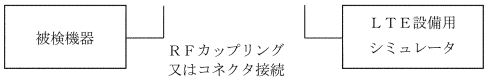
㈢　測定手順は、次のとおりとする。
(1)　相手通話時及び相手不応答時のそれぞれの状態で測定を行う。相手通話時及び相手不応答時の動作の制御方式及びタイマー値が同一の場合は、相手通話時又は相手不応答時のどちらか一方の状態で測定を行う。
(2)　被検機器から通話中状態のＬＴＥ設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
(3)　最初の発信から３分間経過するまでの自動再発信の回数を確認する。
(4)　ＬＴＥ設備用シミュレータは呼設定に応答しない設定とし、被検機器からＬＴＥ設備用シミュレータに対して呼設定動作を行う。
(5)　最初の発信から３分間経過するまでの自動再発信の回数を確認する。

別表第七号第三項及び第四項を削り、同表第五項第三号㈣中「オシロスコープ」の次に「又はＬＴＥ設備用シミュレータ」を加え、同項を同表第三項とし、同表第六項第三号㈥中「繰り返すことを」の次に「オシロスコープ又はＬＴＥ設備用シミュレータにより」を加え、同項を同表第四項とし、同表第七項第三号㈢中「行っていることを」の次に「オシロスコープ又はＬＴＥ設備用シミュレータにより」を加え、同項を同表第五項とし、同表第八項を同表第六項とし、同表第九項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同表第十三項第一号及び第二号を次のように改め、同項を同表第十一項とする。
1　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。
2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



別表第七号に次の一項を加える。

十二　緊急通報機能
1　測定用機器は、ＬＴＥ設備用シミュレータとする。
2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3　測定手順は、次のとおりとする。
㈠　被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する。
㈡　呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号等が正しく送出されていることをＬＴＥ設備用シミュレータにより確認する。

○厚生労働省告示第七十九号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定により、なおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定により、なおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき、平成二十五年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日　　厚生労働大臣　田村　憲久

〇・〇〇八四八